

官報

号外
昭和五十五年十月二十一日

第九十三回国会 衆議院会議録 第七号

昭和五十五年十月二十一日(火曜日)

議事日程 第六号

昭和五十五年十月二十一日

午後一時開議

- 第一 昭和五十二年一般会計歳入歳出決算
昭和五十二年特別会計歳入歳出決算
昭和五十二年国稅納金整理資金受払計算書
- 第二 昭和五十二年度政府関係機関決算書
昭和五十二年度国有財産増減及び現在額
總計算書
- 第三 昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書

○本日の会議に付した案件

- 算 昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十二年度国稅納金整理資金受払計算書
- 算 昭和五十二年度政府関係機関決算書
昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 在額總計算書
- 日程第二 昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 日程第三 昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

昭和五十五年十月二十一日 衆議院会議録第七号

昭和五十二年度決算外二件

午後一時三分開議
議長(福田二君) これより会議を開きます。

- 昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算
昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算
昭和五十二年度国稅納金整理資金受払計算書
- 昭和五十二年度政府関係機関決算書
昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書
- 昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書
- 議長(福田二君) 日程第一、昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国稅納金整理資金受払計算書、昭和五十二年度政府関係機関決算書、日程第二、昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書、日程第三、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長國場幸昌君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔國場幸昌君登壇〕

○國場幸昌君 たいだいま議題となりました昭和五十二年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和五十二年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入二十九兆四千三百三十六億二千二百円余、歳出二十九兆五千九百八十八億四千二百円余、差引三千七百三十七億八千九百九十九円余、差引三千七百三十七億八千九百九十九円余となっております。

特別会計の数は四十で、その決算総額は、歳入六十兆五千六百二十億八千五百円余、歳出五十二兆二千六百八十四億二千七百円余となっております。

国稅納金整理資金の収納済額は十七兆九千九百五十三億三千九百円余、支払命令済額及び歳入への組入額は十七兆八千五百七十七億六千九百円余となっております。

政府関係機関の数は十五で、その決算総額は、収入十七兆二千七百六十八億八千八百円余、支出十六兆五千六百七十七億九千七百円余となっております。

次に、昭和五十二年度国有財産増減及び現在額總計算書であります。昭和五十二年度中に純増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて一兆五千三百三億五千二百円余で、年度末現在額は二十四兆六千七百三十六億三百円余となっております。

次に、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總計算書であります。昭和五十二年度の無償貸付の純増加額は、一般、特別両会計を合わせて三十八億九千七百七十九円余で、年度末現在額は三千八百十九億三千六百九十九円余となっております。

次に、会計検査院の昭和五十二年度決算検査報告において、不当事項として掲記されたもの九十三件、会計検査院法第三十四条及び第三十六条の規定により意見を表示または処置を要求したものを

十件、検査院の指摘に基づき改善の処置を講じたもの十一件、また、特に掲記を要すると認められたもの六件となっております。

各件のうち、決算は昨年五月二十九日、国有財産関係二件は昨年一月三十日に委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨年九月三日、各件について大蔵大臣よりその概要説明を、会計検査院長より検査報告の概要説明を聴取した後、質疑に入り、各省庁別に十九回にわたり審査を進め、政府の予算執行と行政運営に関する重要な問題を中心として終始熱心かつ活発な質疑が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知を願いたいと思っております。

かくして、昨二十日締めくくり総括質疑を終了し、決算については、委員会審査の内容をまとめ、委員長より議決案を提出いたしました。以下、その内容を申し上げます。

昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国稅納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実が上がついていない点があるのはまことに遺憾である。

一 昭和五十二年度決算審査の結果、予算の効率的使用が行われず、所期の成果が十分達成されていない事項が見受けられる。

左の事項がその主なものであるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 国の機関の一部及び公団・事業団等の特殊法人、特に日本鉄道建設公団、国際電信電話株式会社等において、幾多の経理上の問

昭和五十五年十月二十一日 衆議院會議録第七号

昭和五十二年度決算外二件 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案についての大村国務大臣の趣旨説明

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

二 昭和五十二年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

題点が指摘され、予算執行に対する国民の不信感を招いたことは誠に遺憾である。

政府は、その原因究明に全力を尽くし、その結果を今後の宇宙開発に反映させるとともに、これを契機に、自主技術の早期確立を図るべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

不適正な経理は手段、方法、金額の多少にかかわらず許されない行為であり、厳に慎まなければならないことである。

また、国損を極力抑えるため、保険の活用等も検討すべきである。

然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

政府は、この際、勇断をもつて綱紀を肅正し、予算執行の適正化を図り、いやくも国民の疑惑を招くことのないよう措置すべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

本院が年々議決しているように、会計検査の充実が刻下の急務である。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

政府は、昨年来、法改正の是非を含む会計検査院の検査機能の充実強化についての検討を行ってきたが、いまだに結論が出ていないのは遺憾である。引き続き検討の上、早急に結論を出すべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

3 行政改革については、昨年以來決定されてきた諸計画の着実な実施を推進するとともに、今後は行政改革の本旨に沿って事務・事業の整理合理化に一段と努め、行政経費の節減を図り、もつて財政再建にも資すべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

また、特殊法人については、そのあり方を検討するとともに、いわゆる天下りの規制など役員の人事運用の厳正化、給与及び退職金の見直し等に努めるべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

さらに、認可法人については、その監督を強化すべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

4 日本中央競馬会の経理については、種々の問題点が指摘された。特に、場外馬券発売所に対する建設協力金、賃借料の支払い、その他中央競馬会の業務及び経理について、さらにも、日本発馬機株式会社等競馬会の出資会社の実態に関して、今後十分調査検討の上、必要な改善措置を講ずべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

5 実験用静止通信衛星あやめ二号の打ち上げが、一号に続いて失敗したことはまことに遺憾である。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

7 国庫補助により全国の港湾三十九ヶ所に設置した廃油処理施設の中には稼働率が極めて低いものがある。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

8 日本国有鉄道では、多額の資金を投じて導入した近代化省力化のための設備で長期間にわたり稼働率が著しく低い例がある。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

委員長報告のとおり決しました。(拍手)
次に、日程第二につき採決いたします。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、各件とも

○議長(福田一君) これより採決に入ります。まず、日程第一の各件を一括して採決いたします。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一は、海上自衛隊の潜水艦部隊の一元的な指揮運用を図るため、司令部及び潜水隊群その他の直轄部隊から成る潜水艦隊を新編して、これを自衛艦隊の編成に加えるものであります。

第二は、航空自衛隊の補給機能を効果的に発揮させるため、各補給処の業務の統制を行う補給統制処を廃止し、これにかわるものとして、各補給処の業務全般の指揮監督を行う補給本部を、航空自衛隊の機関として新設するものであります。

第三は、人事管理及び編成上の必要性等から、自衛官の階級として曹長を新設するものであります。

第四は、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官二千人を増員するためのものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の階級として曹長を新設することに伴い、曹長について俸給月額を定めるとともに管外手当を支給することができることにするものであります。

以上が防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(福田一君) ただいまの説明に対して質疑の通告があります。これを許します。上田卓三君。

〔上田卓三君登壇〕
○上田卓三君 日本社会党を代表いたしました、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に関連して、政府の外交防衛政策の基本について御質問いたします。(拍手)

いま、国際緊張は異常に激化し、前例のない核

軍拡競争と戦争の危機が増大しております。世界の核兵器の数は、アメリカが三万発、ソ連が二万発も保有し、広島型原爆にして実に百万発もの核兵器が、人類の頭上にかかっているのではありません。科学者は、「米ソが核競争に突入すれば、北半球の生物は完全に死滅する。核競争にはいかなる勝利者もあり得ない」と警告を発しております。

政治家の最大の任務は、熱核戦争を防止し、国民をいささかでも戦争に巻き込まないように努めることではないでしょうか。

国際緊張の激化が、大統領選挙を前にしたカーター政権の世界戦略と無縁でないことは明らかであります。巡航ミサイル、移動大陸間弾道弾、トライデント核ミサイル潜水艦、海外の前進基地への新型中距離ミサイルの配備といったアメリカの新たな軍拡政策の推進は、米ソの核戦略情勢を著しく不安定なものにしております。

カーター政権の新しい核戦略構想は、核抑止に比重を置くのではなく、核競争はいかに実施できるか、それはどの程度に受け入れられるかといった限定核競争理論に急傾斜しており、それが今日のきわめて危険な緊張状態をつくり出しているものであります。

今日の国際緊張の激化の原因は何であり、わが国としてどう対処すべきとお考えか、総理の見解をお伺いいたすものであります。

鈴木内閣の外交防衛政策は、世界を冷戦に引き戻そうとするアメリカの動きに無批判に追随して、重大な転換を遂げたと言わざるを得ません。いかなる国とも敵対関係を築かず、政治体制のいかんを問わず相互の交流を深めようという従来の全方位外交は消え去り、アメリカ国内ですら意見が分裂している米ソ軍事バランスについて、一方的なソ連脅威論のみが大宣伝されているのは、一体どういうことでしょうか。

外交青書は、西側の一員として、時には犠牲も覚悟で、アメリカの力の政策に協力をし、ソ連と

敵対するという驚くべき方針を打ち出しております。この方針は、全方位外交を完全に否定し、日米基軸の西側連帯外交の発足、平和外交から軍事力重視への転換を宣言するものであり、そこには、世界を東西両陣営に分かつ冷戦的発想すら濃厚に出ていると断ぜざるを得ないのであります。

日本は、軍事力で守れるような国では絶対にありません。住宅は火災に弱い木造で、狭い国土に工場、人口が密集したわが国において、戦争が起されれば、大規模な都市破壊と軍人よりはるかに多くの非戦闘員の犠牲が生じることが明らかであります。広島や長崎や沖縄の悲惨な経験を忘れてはいないでしょうか。

石油を初めとする資源や食糧の大部分を海外からの輸入に依存するわが国は、戦争によって致命的な打撃を受けることは間違いないと思いません。国際緊張を抑え、平和外交に徹して少しでも脅威を薄めることが、わが国民に平和な生活を保障する唯一の道なのであります。

防衛庁長官の所見をお伺いいたします。

政府の自主性を失った対米追従外交は、国民生活にも重大なしわ寄せをもたらそうといたしております。

アメリカ政府の要求に屈して、二兆五千億円もの超大型防衛予算、後年度負担を入れると実に四兆円以上の防衛予算を特別枠で組むことは、赤字財政をさらに圧迫し、福祉と教育の切り捨てに通じることは明らかであります。しかも、対米自動車輸出の自主規制と防衛費増額が取引されたのだという事実すら報道されております。

アメリカに追従して対ソ経済制裁に加わった結果はどうでありましょうか。エネルギー、化学など重要なプラント輸出で、西ドイツ、フランスなどに次々と契約を奪われ、日本にとって重要なマーケットの一つでありますソ連市場から脱落したのが実情であります。欧州勢のこうしたソ連市場独占傾向の中で、日本のプラント業界は苦境に

追い詰められているのであります。

今日、重要なことは、アメリカに対し自主性を持ち、変化する国際情勢に対応できる現実的な外交政策であります。鈴木総理、せめて西ドイツのシュミット首相、フランスのジスカールデスタン大統領並みの自主性と対米交渉力を持つてしかるべきだと思いますが、どのようにお考えでありましょうか。(拍手)

イラン・イラク紛争を理由に、アメリカは湾岸地域に空母ミッドウェーを初め、三十一隻の艦隊と百七十機の戦闘機を展開し、ホルムズ海峡制圧に備えていると言われております。サウジアラビアのファイサル外務大臣が言うように、米国の軍事力の集結がかえってこの地域の緊張をおおることになるのは明らかであります。

この紛争は二国間の問題でありまして、いかなる国といえども両国の相互関係に干渉したり、この地域の緊張をこれ以上エスカレートさせる権利など持っていないのであります。アメリカの軍事介入による戦火の拡大は、日本経済に取り返しのつかない打撃を与えるものであります。こうした砲艦外交は断じて許し得ないものであります。イラン・イラク紛争とアメリカ海軍の集中に対する政府の基本的見解をお伺いいたすのであります。

さて、アメリカと欧州の経済は、同時に景気後退に入ったと伝えられております。わが国経済も、本年初頭から国内需要の停滞が目立ち始めております。これは、物価上昇と租税負担増によって実質賃金が低下し続け、個人消費が大幅に鈍化したからであります。特に、ここ三年間、物価調整減税が行われていないことによる実質増税は、勤労者の税負担伸び率を三〇％近くも押し上げているのであります。いまや、わが国経済は、はっきりと個人消費の停滞を主たる原因として不況局面に入りつつあるのであります。

景気対策のかぎは、個人消費の立て直しであ

昭和五十五年十月二十一日 衆議院会議録第七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する上田卓三君の質疑

り、本来ならば相当の所得減税を行うことがぜひ必要であります。膨大な財政赤字を前に減税など論外とする意見は聞道っておりません。なぜならば、国民生活に直結する景気の回復の方が、財政の均衡よりはるかに重要であり、景気後退がこのまま進み、再び深刻な長期不況に見舞われるようなことになれば、税収の増加も見込めず、財政再建も大幅におくれるからであります。

石油ショック以後、国内需要の喚起と個人消費を無視して、相変わらず高度成長型の設備投資を進め、そのはけ口を輸出に求めたところから、今日の深刻な対外経済摩擦が生じているのは周知の事実であります。

こうした高度成長型の輸出一本やりの経済体質を放置するならば、対外経済摩擦は避けがたいのであります。しかも政府は、その解決策を軍備の拡大に求めようとする悲劇的な道を進んでおるのであります。

今日の国民の生活は、果たして先進国にふさわしいものになり得ておるでしょうか。労働時間は先進国並みに短縮しておるでしょうか。労働運動施設は整っているでしょうか。子供が安全に遊べる場所が十分確保されているでしょうか。お年寄りや平和な老後を送れるでしょうか。通勤ラッシュは緩和されたでしょうか。

個人消費を拡大し、国内需要の健全な拡大に基礎を置く経済成長を実現することが政府の基本姿勢でなければならぬのであります。消費の多様化と国内需要の拡大によって、発展途上国や他の先進諸国からの輸入が増加するという経済政策によつてのみ、わが国は諸外国と共存共栄できるものであります。

平和憲法の求める経済成長はこうしたものであろうと考えますが、総理の所見を伺いたいのであります。最後に、現憲法の基本理念と改憲問題に対する見解をお伺いいたします。

法務大臣は、「現憲法は占領軍に押しつけられたものである」との発言をいたしております。わが国が明治憲法を廃し、新憲法を制定するに至った根本は、一体何であったでしょうか。戦前の天皇制軍国主義政府が、大東亜共栄圏の名のもとに国民を欺き、中国、東南アジア諸国を侵略し、手痛い敗北をこうむったという歴史的事実を否定することは絶対に不可能であります。(拍手)

ボツダム宣言を受諾し、無条件降伏という厳然たる事実を無視して、またファシズムと軍国主義に対する深い反省を抜きにして、新憲法の制定過程のみを問題にすることはできないと思ふのであります。

新聞報道によれば、法務大臣は内務官僚出身で、鹿児島で特高警察課長をしていたという経歴の持ち主であります。法務大臣発言に戦前の天皇制軍国主義を賛美するかのとき響きを聞くのは私だけではないでしょう。

憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と述べております。

このことは、特定の国民への不信と猜疑心をあおり、軍事力を培養して対抗し、特定国とのみ軍事同盟を結ぶという冷戦的対決政策が、まさに憲法原理のじゅうりんであることを示しております。

わが国の安全保障は、憲法の平和主義の理念にのっとった緊張緩和、全方位外交、安保条約破棄、非武装中立以外にあり得ないのであります。吉田内閣から現在に至るまで、憲法第九条がアメリカの対日軍備増強要求に対する歯どめになってきたことは事実であります。わが党を初めとする平和憲法擁護の国内世論が、東南アジアや中東諸国、発展途上国の軍国主義日本に対する警戒心をやわらげ、今日の経済繁栄の一要因になっていることも見落とすことはできないと考えるのであります。(拍手)

憲法第九条を守り、アメリカの防衛費負担増要

求をはねつけて、国民経済の発展を維持していくか、それともアメリカの冷戦政策に無条件に追随し、国民経済を圧迫する軍事費負担増、対ソ連敵視政策をとり続け、日本国民の利益を裏切るのか、重大な岐路に立っております。総理の賢明なる決断を促します。

きょう十月二十一日は、三十数年前、雨の明治神宮公園から、学生がペンを銃にかえて侵略戦争に駆り立てられた悲劇の記念日であります。「青年よ再び銃をとるな」の合い言葉こそ、十月二十一日を国際反戦デーと定めて闘ってきたわが国民の良心の叫びであります。

わが党は、戦争の脅威に対して真剣に闘い、そうして決断と行動をすることを申し述べて、質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

御清聴ありがとうございました。(拍手)

内閣総理大臣(鈴木善幸君) まず第一に、国際情勢に対する認識についてお尋ねがございまして、私は、戦後の国際政治、軍事情勢は、基本的には米ソを中心とする東西関係を軸に移ってきたものと考えておりますが、最近、ソ連のアフガニスタンに対する軍事介入等、国際社会の基本的秩序を脅かす事態が発生し、インドシナ半島、中東などの地域でも対立と抗争が続くなど、不安定要因が増大しております。全体として国際情勢は厳し

いものに相なっておりますことは、御承知のとおりでございます。

このような国際情勢に対し、わが国としてはあくまでも平和に徹し、軍事大国にならないとの方針を堅持しながら、世界の平和と繁栄に貢献する積極的な平和外交を推進することが重要であると考へております。

わが国としては、今後とも、米國を初めとする自由主義諸國との連帯を一層強化し、世界の軍縮への貢献、エネルギー問題の解決、南北関係の改善など、今日の国際社会の直面する諸問題の解決

ております。むしろ第二次石油危機後の経済運営は、成長率でも、物価で見ても、また雇用面でも、世界で最も上手に石油危機に対応した国の一つであると確信をいたしております。(拍手)

今後の経済運営におきましては、第二次石油危機に上手な対応を示したわが国の経済を、内需や輸出のバランスをうまくとりながら、将来も安定的、継続的に発展させていく、こういうことが大事なことであると思っております。

そのためには、政府が当面とるべき対策は、先般、九月五日、経済対策閣僚会議において公共事業等の円滑な執行など八項目の対策を決定しておりますので、これに従って物価と景気の動向に細心の注意を払いながら、機動的に経済運営を図ってまいれる所存でございます。

最後に、わが国の安全保障政策のあり方についてでございます。

政府といたしましては、所信表明で明らかにいたしましたように、わが国が平和の中で国の繁栄を圖っていくためには、今後とも日米安全保障体制の維持を基本とし、みずからも節度ある、質の高い自衛力の整備に努力していく所存でございます。(拍手)

ただ、私は、今日の複雑な国際情勢とわが国が置かれておる立場を考えれば、国の安全を確保するためには、単に防衛的な側面の努力のみで十分であるとは考えておりません。経済、外交を含めた広い立場からの施策、すなわち、外交、経済協力、エネルギー、食糧などに関する諸政策が、総合的な安全保障の観点から高いレベルで整合性を持って推進されることが必要でございます。

なお、わが国が軍事大国になるのではないかと御懸念がありますが、わが国は平和憲法のもと、非核三原則を国是とし、シビリアンコントロールのもとに専守防衛に徹した施策をとっており、近隣諸国に脅威を与えるような軍事大国になる考えは毛頭持っておりません。(拍手)

〔国務大臣伊東正義君登壇〕

○国務大臣(伊東正義君) 上田さんにお答え申し上げます。

イラン・イラクの紛争とアメリカの海軍の集中に対する政府の所見を問う、こういうことでございましたが、現在インド洋には、米国の海軍艦船のみでなくて、ソ連やその他の国の海軍艦船も在しておるのでございます。米国の艦船につきましても、今度のイラン・イラクの紛争勃発前から展開していったものでありまして、米国の紛争勃発後もしばしば紛争には介入しないという立場を繰り返してまいらしてはいるわけでございます。

また、米国の海軍艦船の展開は、ホルムズ海峡やあるいは西太平洋からインド洋へ通ずる通航の安全とすることを確保すること、また、この地域に對しては域外から無用な干渉があることを抑止して、安全保障の環境を維持しようということがアメリカの海軍の艦船の展開の基本的な関心事であるというふうに理解してはいるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 押しつけられた憲法とということに関するお言葉がございました。

八月の末の衆議院の法務委員会、自主憲法ということがあるが、日本の場合に当てはめてどう考えるかという質問をいただいたわけでございます。その際に、私は、国民の間に合意が生まれ、同じものでもよいからもう一遍つくり直してみようじゃないかという考えが生まれてくるならば好ましいと考えると答えたわけでございます。その際に理由を三つ挙げたわけでございます。その一つが、日本国憲法が占領軍の指示に基づいて制定されたものである、こう理解しております。もう一つが、この憲法が占領軍の指示に基づいて制定されたわけでございます。それは内閣に設けられました憲法調査会の調査あるいはアメリカの外交文書等の公表に基づいて申し上げているわけでございます。

なお、日本国憲法は、過去の反省に基づいて設けられておるものでもございまして、同時にま

た、平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という貴重な基本原理の上に組み立てられておるわけでございますから、これらの基本原理は将来とも堅持していかねばならない。こう考えておるものでございます。(拍手)

〔国務大臣大村襄治君登壇〕

○国務大臣(大村襄治君) 上田議員の私に對する御質問にお答えいたします。

わが国は、国防の基本方針にのっとり、近隣諸国との友好協力関係を確立して、国際緊張の緩和を図る等の外交施策と、経済的、社会的発展を図るに必要な内政諸施策を講ずるとともに、防衛計画の大綱に従い、わが国みずから適切な規模の防衛力を保有し、さらに米国の安全保障体制を堅持することによって、すきのない防衛体制を堅持し、もって侵略の未然防止に努めておるところでございます。

しかしながら、万一不幸にして侵略を受けるような場合があつても、自衛隊の総合的な運用を図り、また米国の協力することによって、極力早期にこれを排除する考えでございます。

御指摘のように、食糧資源及びエネルギーへの対策はもとより大切なことであります。同時に、わが国の安全保障を確保するためには、平和外交に努めるとともに、必要最小限の自衛力を保持することが必要不可欠であり、これがわが国の独立と安全を守り、国民の安全保障を達成する道であると確信いたしておる次第でございます。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 鈴木 善幸君
- 法務大臣 奥野 誠亮君
- 外務大臣 伊東 正義君
- 大蔵大臣 渡辺美智雄君
- 国務大臣 大村 襄治君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 社会労働委員 塩田 晋君 補欠 横手 文雄君
- 商工委員 横手 文雄君 補欠 塩田 晋君
- 議院運営委員 塩田 晋君 補欠 横手 文雄君
- 甘利 正君 補欠 柳澤 弘治君
- 柳澤 弘治君 補欠 甘利 正君

- 一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
- 決算委員 高橋 高望君 補欠 和田 一仁君
- 議院運営委員 和田 一仁君 補欠 高橋 高望君

- 一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
- 地方行政委員 亀井 静香君 補欠 白濱 仁吉君
- 田島 権君 補欠 山口 敏夫君

昭和五十五年十月二十一日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告 昭和五十二年度決算に関する報告書

一四

白濱 仁吉君 亀井 静香君
山口 敏夫君 田島 衛君

補欠
加藤 紘一君
田島 衛君

山口 敏夫君 田島 衛君
加藤 紘一君 白濱 仁吉君
田島 衛君 山口 敏夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

植竹 繁雄君 補欠 毛利 松平君
野間 友一君 三浦 久君

(公聴会開会承認)

一、通信委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題

郵便法等の一部を改正する法律案について右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求めぬ。

昭和五十五年十月十六日

通信委員長 佐藤 守良
衆議院議長 福田 一殿

(議案提出)

一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。
昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案(安井吉典君外七名提出)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
農住組合法案(内閣提出第一三三号)

建設委員会 付託

日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出、衆法第二号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出、衆法第三号)

以上二件 科学技術委員会 付託

(議案送付)

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
日本原子力船開発事業団法及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(八木昇君外五名提出)

優生保護法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
優生保護法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。
国政調査承認要求書

一、地方自治に関する事項
二、地方財政に関する事項
三、警察に関する事項
四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。
昭和五十五年十月十七日
地方行政委員長 左藤 忠
衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項
二、中小企業に関する事項
三、資源エネルギーに関する事項
四、特許及び工業技術に関する事項
五、経済の計画及び総合調整に関する事項
六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的の基本施策の樹立並びに総合調整のため
二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めぬ。
昭和五十五年十月十七日
商工委員長 野中 英二
衆議院議長 福田 一殿

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
原爆被爆者に対する「国家補償の理念」による援護法制定に関する質問主意書(大原亨君提出)

(質問書提出)

昭和五十二年一般会計歳入歳出決算、昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十二年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和五十二年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

(一) 一般会計
昭和五十二年一般会計歳入歳出決算は、歳入二九兆四、三三六億二、二八二万四、八七三円、歳出二九兆五九八億四、一七三万九、八四六円であり、差し引き三、七三七億八、一〇八万五、〇二七円の剰余金を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により一般会計の昭和五十三年度の歳入に繰り入れている。

なお、昭和五十二年における財政法第六条の純剰余金は、一、二八〇億五、七五八万六、九四六円である。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額二九兆三、四六六億一、五一四万四千円に比し、八七〇億七六八万八七三円の増加となり、歳出においては、予算額二九兆三、四六六億一、五一四万四千円に前年度繰越額二、二二三億七、七三三万五、四五五円を加えた予算現額二九兆五、六七九億九、二四七万九、四五五円に対し、支出済

額は二九兆五九八億四、一七三万九、八四六円、その差額五、〇八一億五、〇七三万九、六〇九円のうち、翌年度繰越額二、二八五億一、〇三三万九、八一〇円、不用額二、七九六億四、〇四〇万七、七九九円となつて

いる。
次に、債務の概要は、以下のとおりである。
1 債務(保証債務及び損失補償債務を除く)負担額は、本年度末現在三三兆二、一一二億五、四二五万九、八二〇円で、前年度末現在二四兆三、七四億三、四〇万八、六〇一円に比し、一〇兆一、七三七億五、〇八五万九、二一九円増加している。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づき、本年度末現在一兆二、九六九億六、九九六万九、七四八円で、前年度末現在九、七八五億八、二九六万四、九八三円に比し、三、一八三億八、七〇〇万四、七六五円増加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づき、本年度末現在九八億四、三〇四万九、一〇八円で、前年度末現在三三億三、五七五万七、八七七円に比し、二一四億五、九三二万六、七六九円減少している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、本年度末現在四兆六、〇六九億二、〇二六万九、九〇七円で、前年度末現在三兆七、五九五億六、五二二万六、八七三円に比し、八、四七三億五、五〇四万三、〇三四円増加している。

(二) 特別会計
昭和五十二年度の特別会計の数は四十であつて、その決算額の合計は、歳入六〇兆五、六二〇億八、五八三万九、八三二円、歳出五二兆二、六八四億二、七四二万二、九四四円である。

債務負担額は、本年度末現在一五兆一、九

九二億四、七四九万七、五四〇円で、前年度末現在一一兆二、四五〇億四、二七一万七、〇一四円に比し、三兆九、五四二億四、七八五二六円増加している。

(三) 国税収納金整理資金
国税収納金整理資金の受入は、収納済額一七兆九、〇五三億三、九九四万九、五四六円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は一七兆八、五七七億一、六二八万二、六四七円で、その差額四七六億二、三六六万六、八九九円が昭和五十二年末の資金残額となつてゐる。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。
(四) 政府関係機関
昭和五十二年度の政府関係機関の数は十五で、収入合計は、一七兆二、〇七六億八、八九二万四、四六九円、支出合計は、一六兆五、六一七億九、七四二万七、九〇五円である。

二 議決の内容
昭和五十二年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の兆が上がつていない点があるのはまことに遺憾である。

(一) 昭和五十二年年度決算審査の結果、予算の効率的執行が行われず、所期の成果が十分達成されてない事項が見受けられる。
左の事項がその主なものであるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置をとり、次の常会をはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 国の機関の一部及び公団・事業団等の特

殊法人、特に日本鉄道建設公団、国際電信電話株式会社等において、幾多の経理上の問題点が指摘され、予算執行に対する国民の不信感を招いたことは誠に遺憾である。不適正な経理は手段、方法、金額の多少にかかわらず許されない行為であり、厳に慎まなければならないことである。

2 本院が年々議決しているように、会計検査の充実が刻下の急務である。
政府は、昨年来、法改正の是非を含む会計検査院の検査機能の充実強化についての検討を行つてきたが、いまだに結論が出ていないのは遺憾である。引き続き検討の上、早急に結論を出すべきである。

3 行政改革については、昨年以來決定されてきた諸計画の着実な実施を推進するとともに、今後は行政改革の本旨に沿つて事務・事業の整理合理化に一段と努め、行政経費の節減を図り、もつて財政再建にも資すべきである。

また、特殊法人については、そのあり方を検討するとともに、いわゆる天下りの規制など役員の人選運用の厳正化、給与及び退職金の見直し等に努めるべきである。さらに、認可法人については、その監督を強化すべきである。

4 日本中央競馬会の経理については、種々の問題点が指摘された。特に、場外馬券発売所に対する建設協力金、賃借料の支払、その他中央競馬会の業務及び経理について、さらにまた、日本発馬機株式会社等競馬会の出資会社の状態に関して、今後、十分調査検討の上、必要な改善措置を講ずべきである。

5 実験用静止通信衛星あやめ二号の打ち上げが、一号に続いて失敗したことはまことに遺憾である。
政府は、その原因究明に全力を尽くし、その結果を今後の宇宙開発に反映させるとともに、これを契機に、自主技術の早期確立を図るべきである。

また、国損を極力抑えるため、保険の活用等も検討すべきである。
6 直轄の灌漑排水事業及び干拓事業の中には、大規模事業で大幅に事業の進捗が遅れているもの、地元との調整がつかないため中途で事業を休止しているもの、事業は完了したが土地配分が行われないため負担金を徴収できないもの等がいくつもある。

事態解決のためには、何よりも地元との密接な接触が必要であり、今後とも一層事前に地元関係者等と十分調整を図つて、確実な見通しのもとに事業を開始すべきである。

7 国庫補助により全国の港湾三十九ヶ所に設置した廃油処理施設の中には稼働率が極めて低いものがある。
政府は、船舶からの廃油の不法な投棄の防止に努めるとともに、これらの廃油処理施設が有効に活用されるよう適切な指導を行うべきである。

8 日本国有鉄道では、多額の資金を投じて導入した近代化省力化のための設備で長期間にわたり稼働率が著しく低い例がある。
当局は、今後の設備投資に際して見直し、対応策についてきめ細かな配慮をするよう努めるとともに、既に導入した機械の活用計画を樹立するなど、受け入れ体制を整備して効果を上げ、国鉄経営の再建に資すべきである。

9 公害健康被害補償制度の地域指定に当たつては、窒素酸化物の濃度と健康被害との

昭和五十五年十月二十一日 衆議院會議録第七号

因果関係を究明し、その結果を考慮すべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

(一) 昭和五十二年年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

(二) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、財政運営の健全化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

昭和五十五年十月二十日
衆議院議長 福田 一殿
決算委員長 國場 幸昌

昭和三十二年年度国有財産増減及び現在額總計算書に関する報告書

本件は、昭和五十二年年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十二年年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて二兆二九一億九、五二九万二、一七七円、同じく減少した額は五、一八八億四、二五一万八、九一四円で、差引純増加額は一兆五、一〇三億五、二七七万三、二六三円である。

昭和五十二年年度国有財産増減及び現在額總計算書に関する報告書

これを前年度末現在額二兆三、六一三億五、〇二七万八、一五円に加算すると、本年度末現在額は二兆四、七三六億三、〇五万二、三七八円である。

その主な内訳は、政府出資等七兆三、六五六億六、九一二万五、八五六円、土地七兆一、〇九一億二、七三〇万五、一四九円、立木竹三兆八、五一六億二、〇三七万三、七五二円、建物二兆八、五二一億二、二四一萬三、八五一円等である。

なお、増減の主なものは、増において、政府出資等七、六〇四億四、七二八万六、一一五円、工物四、〇八二億八、〇〇五万二、九八六円、建物三、四四九億四、七二〇万九、三四七円等であり、減においては、土地一、七六〇億三、七〇六万七、四八一円、工物一、〇五九億五、八九三万八、〇七一円、建物九八六億一、八七七万七、五二六円等である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十五年十月二十日
衆議院議長 福田 一殿
決算委員長 國場 幸昌

昭和三十二年年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する報告書

本件は、昭和五十二年年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十二年年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて四二二億六、六九二万二、八一〇円、同じく減少額は三三八億六、九五九万八、五五六円で、差引純増加額は三八億九、七三一万四、二五四円である。

昭和五十二年年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する報告書

五万二、一八四円に加算すると、本年度末現在額は三、八一九億三、六八六万五、四三八円である。

その主な内訳は、公園の用に供するもの三、七七九億六、四二〇万四、九三二円、墓地の用に供するもの一五億一、五二二万九、一二四円等である。

なお、増減の主なものは、増において、公園の用に供するもの四二二億四、八九六万五、一一七円、ため池の用に供するもの二億九、八九四万四、六七二円等であり、減においては、公園の用に供するもの三七三億四、四四四万四、一三三円、ため池の用に供するもの八億九、八一九万九、四四円等である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

昭和五十五年十月二十日
衆議院議長 福田 一殿
決算委員長 國場 幸昌

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定価一〇〇円）

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五二四 六代
〒105